

昇格条件

【共通】

- (1) 金銭的信用状況に問題なく、経営状況が健全であること
- (2) 前年度において、指名停止等の措置を受けていないこと
- (3) 事業所表示の看板等があり、事務所の形態に不備がないこと
※ 昇格候補者においては、毎年事業所表示の看板等の有無を現地調査しています。
- (4) 前年度において、指名通知の辞退にあたって連絡の不備がないこと
- (5) 前年度において、入札の際に無届で遅刻又は欠席をしていないこと。
- (6) 3箇年の工事評点（各年度の平均工事成績点－60点）の合計が－1点より高いこと。

【舗装工事】

※ 「【共通】」及び「前年度の格付の昇格条件」を全て満たすと昇格となります。

< B → A >

- (1) Bに格付されている期間における直近の工事成績点が60点以上
- (2) Bに格付される業者の中で、総合点数の順位が5位以内
- (3) 経営事項審査における「舗装」の総合評定値（P）が660点以上
- (4) Bに格付されている期間が5年以上
- (5) 特定建設業の許可を有し、監理技術者証を有する監理技術者を雇用していること
- (6) 準市内業者でないこと

< C → B >

- (1) Cに格付されている期間における直近の工事成績点が60点以上
- (2) 経営事項審査における「舗装」の総合評定値（P）が560点以上
- (3) Cに格付されている期間が3年以上
- (4) 経営事項審査における全工事年間平均完成高（千円）の内、舗装工事年間平均完成高（千円）の割合が50%以上であること

< D → C >

- (1) Dに格付されている期間が3年以上

【電気工事】

※ 「【共通】」及び「前年度の格付の昇格条件」を全て満たすと昇格となります。

< a → A >

- (1) aに格付されている期間における直近の工事成績点が60点以上
- (2) aに格付される業者の中で、総合点数の順位が10位以内

< B → a >

- (1) Bに格付されている期間における直近の工事成績点が60点以上
- (2) Bに格付される業者の中で、総合点数の順位が5位以内
- (3) 経営事項審査における「電気」の総合評定値（P）が560点以上
- (4) Bに格付されている期間が3年以上
- (5) 準市内業者でないこと

< C → B >

- (1) Cに格付されている期間が3年以上

降格条件

【共通】

- (1) 不渡り手形の発行、銀行取引停止等の事実があり、経営状況が不健全であること
- (2) 建設業法に基づく営業停止処分を受けたとき

【舗装工事】

※ 「【共通】」又は「前年度の格付の降格条件」のいずれかに該当すると降格となります。

< A → B >

- (1) 経営事項審査における「舗装」の総合評定値（P）が 660 点未満
- (2) 特定建設業の許可を有しなくなったこと

< B → C >

- (1) 経営事項審査における「舗装」の総合評定値（P）が 560 点未満

< C → D >

【共通】以外の降格要件なし

【電気工事】

※ 「【共通】」又は「前年度の格付の降格条件」のいずれかに該当すると降格となります。

< A → B / a → B >

- (1) 経営事項審査における「電気」の総合評定値（P）が 560 点未満

< B → C >

【共通】以外の降格要件なし

降格緩和

- 【共通】(1)又は(2)の要件により降格対象となった者は、降格緩和を適用せず、降格対象となった時点で降格する。
- 「特定建設業の許可を有しなくなったこと」により降格対象となった者は、降格緩和を適用せず、降格対象となった時点で降格する。ただし、降格した年度中に特定建設業の許可を受けた場合に限り、昇格条件【共通】(1)(2)(3)(4)(5)の全てを満たす場合、特定建設業の許可を受けた日以後直近の7月1日から降格前の等級に復帰する。（舗装工事のみ）
- 上の2例以外の要件により降格対象となった者は、以下のとおり取り扱う。なお、降格緩和を適用した者に対して、別途通知を送付している。
 - ・降格対象となった初年度目は、降格緩和を適用し、降格としない。
 - ・2年度連続で降格対象となった場合は、降格緩和を適用せず、降格する。

格付一覧表（舗装工事）

格付一覧表（電気工事）

※ 等級及び業者登録番号順

等級	業者登録番号	業者名	種別	等級	業者登録番号	業者名	種別
A	56	川口建設(株)		A	250	安宅電気(株)	
	146	津田建設(株)	優良		256	大場電気商会	
	225	(株)ヤノコーポレーション	優良		259	川上電気(株)	
	477	西照建設	優良		263	栄電気(株)	
	506	上野建設(株)	優良		266	三泉工業(株)	
B	109	(株)成光建設			267	(株)三優	
	121	大平建設(株)			269	(株)昭光電業社	
	153	東京建設(株)			274	宝電設工業(株)	
C	104	(株)城東土木			279	(株)朝陽電機工業所	
	176	西野建設(株)			281	(株)トリキ電機設備	
	235	(株)矢野工務店			283	成川電気商会	
D	205	藤本建設(株)			285	錦電設(株)	
	4534	(株)成田建設	新規		287	(有)福栄	
	4696	(有)伊祥建設			440	(株)殿本電工	
	4716	(株)西川工業			3960	田端電気(株)	
	4745	伸工業（株）	新規		4296	小山電業(株)	
				a	442	(株)明和電機工業所	
					4442	朝日電機(株)	
				B	4199	橋本電気通信	
					4202	隆電設工業(株) 岸和田営業所	準市内
					4517	三栄電気設備(株)	
				C	258	奥野電設(株)	
					4634	エスプランニング（株）	
					4635	アイテック	
					4674	タケサキ電機(株)	
					4711	本田電機(株)	
					4746	(株)日本ラスパート	新規

※ この格付表は、令和7年7月1日から令和8年6月30日までの間、適用されます。

ただし、岸和田市建設工事指名業者等級格付基準要領（以下、要領という。）等の規定により、必要に応じて変更する場合があります。

※ 業者登録番号は、大阪地城市町村共同利用電子入札システムの「業者番号」における下4ケタです。

※ 業者種別において「準市内」の表示がない業者は、全て、要領第3条第2項に規定する、岸和田市内に建設業の許可における主たる営業所を置く事業者として取り扱う業者です。

※ 業者種別における用語の意味は以下のとおりです。

- 「準市内」・・・要領第3条第3項に規定する、岸和田市内に建設業の許可における従たる営業所のみを置く事業者等
- 「新規」・・・要領第4条第2項及び同条第4項第1号に規定する、新規登録扱いとなる事業者
- 「優良」・・・前年度の工事成績点が工事優良点数以上である等の要件を満たした、優良業者